

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業)(基金型) 南相馬地区		事業番号	(5)-40-5
交付団体		南相馬市	事業実施主体(直接/間接)		南相馬市(直接)	
総交付対象事業費		(15,652,760) 15,800,889(千円)	全体事業費		(15,652,760) 15,800,889(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
福島第一原子力発電所の事故による災害以前は、非かんがい期にため池を干しあげ、堆積した土砂を除去するなどの利水管理を行ってきたが、同災害後は、堆積土に含まれる放射性物質の影響により土砂上げができず、利水管理が困難な状態が続いている他、堆積土砂が年々蓄積したことで、堆砂容量も少なくなっている現状から、堆積している汚染土砂の流出が懸念される等、維持管理に支障が生じている。 農業水利施設としてのため池機能を保全し、また、堆積している汚染土砂の農地への拡散等を防ぐためには、放射性物質に汚染された土砂等の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。 また、今回申請するため池は除染にならないことを確認した。(技術マニュアル P26 の 3 要件に該当しない。) よって、本事業を推進することにより、農業水利施設としての機能の保全・回復を行い、避難地域の被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある						
事業概要						
基礎調査(個々のため池の水質・底質の汚染状況等を把握) 詳細調査(基礎調査の結果に基づき、汚染濃度が高いため池内の底質の汚染濃度分布を把握) 対策の検討及び総合的な対策推進計画の策定 放射性物質対策工(検討結果に基づき、ため池の底質の固化、被覆、除去等を実施) 【南相馬市復興総合計画基本計画】政策の柱 3 産業・仕事づくり 基本施策 7 農林水産業 施策 19 農業生産基盤と農村環境の整備 主な取組 ため池放射性物質拡散防止 P 49						
当面の事業概要						
<令和 4 年度> 1. 詳細調査、対策の検討及び総合的な対策推進計画の策定① 令和 3 年度から継続実施中の再基礎調査全 457 か所のうち、現在 217 か所の調査が完了し、25 か所のため池において、基準値超過が確認された。このことから、25 箇所の詳細調査を実施するもの【第 39 回申請】 2. 放射性物質対策工 25 箇所の詳細調査(第 39 回申請)に基づき、必要箇所の対策工を今後、実施予定 3. 詳細調査、対策の検討及び総合的な対策推進計画の策定② 令和 3 年度から継続実施中の再基礎調査全 457 か所のうち、残り 240 か所の調査結果に基						

づき、必要箇所の詳細調査を今後、実施予定	
<令和5年度> 調査結果を踏まえて、市内のため池に係る総合的な対策推進計画を改訂。市民へのリスクコミュニケーションを実施した上で、ため池毎の放射性物質対策に係る実施計画を作成し、対策工事を実施する。 1. 対策工の検討・設計 （1）ため池の基本情報整理 （2）放射性物質の影響評価（現場踏査～空間線量測定～水質調査～底質調査） （3）対策工の必要性及び対策工の検討（排出土の扱い検討も含む） 2. 対策推進計画策定 3. 対策工	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
市内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全が必要である。そのためには放射性物質を含む堆積土砂の除去による利用や維持管理上の支障を低減させることが不可欠であることから、本事業導入により対策を実施したため池の機能保全・再生する。このことによって、営農再開に向けた条件を整え、農業復興を促すことで地域の再生加速化を図る。	
関連する事業の概要	
農山漁村地域復興基盤整備総合整備事業…八沢地区、右田海老地区、真野地区 金沢・北泉地区、原町東地区、原町南部地区 農山村地域復興基盤総合整備事業 …押釜地区、馬場西地区、深野北地区、矢川原地区、太田地区、鶴谷地区、高平中部地区、深野南地区 飯崎地区、小高東部地区、片草地区、岡田地区、井田川地区、小屋木地区、村上福岡地区、小高北地区 鹿島西部地区、南屋形地区、西真野地区、栃窪地区、檀原地区、小山田地区、上栃窪地区、山下地区	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	